

創業融資にかかる融資制度の拡充のご案内

《 東日本大震災関連 》

23年度第3次補正予算の成立により、被災された方が創業する場合などの創業資金や、設備資金をご利用になる場合などについて、融資制度が拡充されました。

創業融資にかかる融資制度の拡充内容（東日本大震災関連）

ご利用いただける方	ご融資限度額	ご返済期間 ＜据置期間＞	利率（年利）（注2）
東日本大震災の影響で被災地（注1）に所在する勤務先の倒産等により離職したことに起因して、創業する方または創業して5年以内の方 ⇒雇用保険受給資格者の写しが必要です。	1,000万円以内	【設備資金】 7年以内 ＜6ヵ月以内＞	【融資後3年間】 基準利率より1.4%引下げ
		【運転資金】 5年以内 ＜6ヵ月以内＞	【4年目以降】 基準利率より0.5%引下げ
被災地（注1）において創業する方または創業して5年以内の方	1,000万円以内	【設備資金】 7年以内 ＜6ヵ月以内＞	基準利率より0.5%引下げ
		【運転資金】 5年以内 ＜6ヵ月以内＞	

《ご利用いただける主な融資制度》

- 女性、若者／シニア起業家資金 ⇒ 女性または30歳未満か55歳以上の方がご利用いただけます。
- 新規開業資金 ⇒ 勤務経験等を活かした創業をお考えの方がご利用いただけます。

（注1）被災地とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める「特定被災区域」（岩手、宮城、福島の3県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部）をいいます。
（注2）適用する融資制度の利率が、表に掲げる利率よりも有利となる場合は、当該融資制度の利率が適用されます。

設備資金にかかる利率引下げ

23年度第3次補正予算の成立により、設備資金はさらに利率引下げ

- ◆ 設備資金をご利用される場合は、ご融資日から2年間、年0.5%利率引下げ
- ◆ 特定被災区域内で従業員の雇用を維持される場合などは、ご返済期間全て年0.5%利率引下げ

《東日本大震災関連の利率引下げ事例》

- 被災された方が創業する場合（当初2年間） ⇒ 2.15%（基準利率）－1.4%－0.5%＝**0.25%**
- 被災地で創業する場合 ⇒ 2.15%（基準利率）－0.5%－0.5%＝**1.15%**

※適用対象には条件がありますので詳しくは最寄りの支店にお尋ねください。

※利率は平成23年12月9日現在のものです。
※担保や保証人については、お客さまのご要望に弾力的に対応します。
※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

事業資金相談ダイヤル
（行こうよ！公庫）



0120-154-505